

F.P.保険通信

NO62 2024.1発行

目の衰えを防ぐ



目の衰えは高齢の方ばかりの問題ではないようで、若い方でも目の不調を訴える人が急増しています。原因の一つは**スマホやパソコンのブルーライト**が網膜まで達して目の機能に影響を与えていると言われています。

また作業に集中していると、**まばたきの回数が減少**したり、「不完全なまばたき」になってしまう事が多くなります。**上まぶた下まぶたをしっかりと閉じて「完全なまばたき」を意識**すると良いそうです。

ご自身で意識をして定期的にスマホやパソコンから目を離して休めるだけでも効果があるようですので、時々その時間をはさんでいただきたいですね。**目のまわりを温めて血行を良くする**と涙の成分が安定し、ドライアイに効果がありますので一度やってみてください。

日々の少しの意識で目が衰える事を遅く出来たらうれしいと思います。是非一度お試しください。



生命保険料控除の活用を

今、物価上昇や社会保険料等も高くなり、家計の支出がどんどん増加しています。生命保険は「**生命保険料控除**」を使う事が出来、**所得税や住民税が軽減**されます。



現在は一般枠、医療介護枠、年金枠に(旧制度は一般枠、年金枠)分類されています。一般枠や年金枠の保険商品は貯蓄性があるもので、長期的な資産形成として学資金や老後資金作りにお使いいただけます。

資金作りをしながら、税金の軽減が出来るというこの仕組みを上手く活用してみませんか？

特に終身保険や変額保険は、死亡時だけでなく、**三大疾病や介護に備えられる**商品がたくさんあり、また**終身保険は円建とドル建を選択**出来ます。これから通貨分散としてドルを保有したい方も増えています。弊社ではご希望に応じた商品をご案内させていただく事が出来ます。

変額保険は特別勘定での運用となり、投資に興味があり、NISA や iDeCo を始めようと考えておられる方にも人気があります。NISA 等との大きな違いは、「保障」が付いている事です。もし**がん**に罹患された場合に**保険金が受取できたり、保険料支払が免除**になるといった保障を付けて契約する事もできますので、その機能を上手にご活用いただきたいと思います。

保険金と税金



保険金を受取された場合、非課税で受取できるものがあります。前述した**三大疾病時に受取された保険金や介護保険金は非課税**となります。

死亡保険金については、**法定相続人の数×500万の非課税枠**がありますので、相続税対策として利用されている方もおられます。

また保険金受取人の指定が出来ますので、「この人にお金を遺したい」といった希望も、終身保険を活用すると、上手く叶えられそうですね。

機能の一つでほとんどの終身保険は一部解約ができます。長生きされると、手持ち資金が減少していく方が多いのですが、**終身保険は全部解約や一部解約をして日常の生活資金に充てたり**することができます。解約の場合は一時所得として課税対象にはなりますが、解約金から払込んだ保険料が引かれ、**増加した金額が課税対象**となり、さらに一時所得の控除もあり、場合によっては実質非課税での受取になる事もあります。

F.P.保険の相談所

垂水駅前店 078-862-8451 西神戸店 078-921-7701

営業時間：10：00～17：00 営業時間：9：30～17：30

営業日：月・火・木・金・土 営業日：月～金

ホームページ：右のQRコードから または

ライフプロモーション神戸 で検索

《取扱保険会社》 メットライフ生命 アフラック

オリックス生命 三井住友海上あいおい生命

FWD生命 ジブラルタ生命 アクサ生命

東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命

NN生命 三井住友海上火災 ソニー損保

